

宮城県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和5年1月10日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

記

1 監査委員の報告日

令和4年8月29日

2 通知のあった日

令和4年11月1日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

中南部下水道事務所

(1) 監査委員の報告の内容

不適切な事務管理が認められたので、今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

中南部下水道事務所において、鍵の管理が徹底されておらず、執務室等の鍵を紛失した。また、その後の対応が不十分であったもの。

(2) 措置の内容

紛失事例が発生したことを受け、常に鍵使用者を確認できるようにするため、使用者、鍵番号、貸出時間、返却時間を記録する鍵使用簿を備付け、借用・返却時に、鍵を管理する総括次長又は総務班員による確認を行うこととした。

また、令和4年4月の「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」の開始後、施設を管理している運営権者とセキュリティや鍵の管理方法について協議を行い、管理棟内全ての鍵を交換することとし、9月20日に作業を終えた。

鍵交換後は、従前のマスターキーの常時使用を改め、金庫に保管し原則使用しないこととし、各部屋個別の鍵を使用している。